

議会基本条例素案近く発表へ

上越市議会では、議会基本条例策定作業が進んでいます。議会基本条例は議会及び議員の基本となる活動原則、その活動原則に基づく市民及び市長との関係並びに議会の活動を支えるための体制整備等を明らかにするものです。これまで議会基本条例策定検討委員会（内山米六委員長）で検討が重ねられ、今月の下旬には素案をまとめるところまでできました。

これまでの検討の結果、条例の素案に盛り込まれる項目は、議会の活動原則、議員の活動原則、議長の役割と活動原則、情報公開、市民参画、議会報告会、広報・公聴、市長等との関係、政務調査費、議会・議員の研修、政治倫理などです。

- これらの中から、議員の活動原則については、
- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
 - (2) 市政全般の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。
 - (3) 市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うよう努めること。
 - (4) 議会活動及び市政運営に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。
 - (5) 一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指すとともに、普遍的な利益のために活動すること。

- (6) 高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。
- (7) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。

などが明文化される見込みです。注目されている市長等との関係では、「市長等は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議長又は委員長長の許可を得て反問することができ」と市長等の反問権が盛り込まれることが確実です。

また、条例では、市民との意見交換の場を多様に設けるなど市民参画も重視しています。

議会基本条例が施行されると、議会では、これまでほとんどなかった議員間の討議が活発化するほか、「市長や部長などが議員に質問する」場面も見られることになるでしょう。全国的には現在、84の自治体議会でも議会基本条例が制定されています。



川谷冬祭り、いつまでも続けたい

10日、地域の人々がみんな助け合い、地域外からも応援が入って今年も冬まつりが開催されました。三本の杵でトントン、トントンとついたモチは蕎麦モチや雑煮にして美味しく食べました。

10数祀もある大きなサイの神。雪や雨どつらが少しぬれて火山爆発のような噴煙がどき、「あごい煙だ。今年も豊作だ」の声があがりました。

吉川区内ではこの日、20数か所でサイの神行事が取り組まれました。



シリーズ 上越市内の橋

第22回 新橋

「新橋」と書いて「しんばし」と読みます。高田の旧長崎屋ビルの南西側にあります。儀明川にかかった橋の中では、高田橋と三之辻橋の間にある橋です。欄干はすべて鉄製で赤い色、とても目立ちます。インターネットで調べたら、「新橋」という橋は全国に少なくとも18か所あります。

橋長は約9メートルと短い。竣工は1968年（昭和43年）1月です。